

令和 8 年横審第 2 号

裁 決

遊漁船 A モーターボート B 衝突事件

受 審 人 a

職 名 A 船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1 人

受 審 人 b

職 名 B 船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官畑中充及び同官栃下勝則出席  
のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 b の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和 6 年 6 月 8 日 1 3 時 1 8 分僅か前

浦賀水道

2 船舶の要目

|           |            |           |
|-----------|------------|-----------|
| 船 種 船 名   | 遊漁船 A      | モーターボート B |
| 総 ト ン 数   | 4.99 トン    | 2.9 トン    |
| 全 長       |            | 8.80 メートル |
| 登 録 長     | 10.90 メートル |           |
| 機 関 の 種 類 | ディーゼル機関    | 電気点火機関    |
| 出 力       | 180 キロワット  | 183 キロワット |

### 3 事実の経過

A は、船体中央に操舵室を配し、同室前部左舷側に舵輪、その右方に GPS プロッター、左方に機関操縦レバーをそれぞれ備え、遊漁船業に従事するときの最大搭載人員が旅客 22 人及び船員 1 人の汽笛を装備した FRP 製小型兼用船で、a 受審人が 1 人で乗り組み、釣り客 11 人を乗せ、遊漁の目的で、船首 0.2 メートル船尾 1.2 メートルの喫水をもって、令和 6 年 6 月 8 日 07 時 00 分千葉県上総湊港を発し、同港西方沖合の釣り場に向かった。

a 受審人は、07 時 20 分目的の釣り場に到着して遊漁を開始し、釣り場を移動しながら遊漁を行い、神奈川県観音埼南東方沖合の釣り場に至り、12 時 00 分観音埼灯台から 121 度（真方位、以下同じ。）2.84 海里の地点付近で、船首を北北西方に向け、機関を中立運転として漂泊を開始した。

a 受審人は、操舵室の舵輪後方に立った姿勢で、随時釣り客の様子を見て安全確認を行い、GPS プロッターで船位を確認しながら、時折機関と舵を使用して漂泊を続けた。

13 時 15 分僅か過ぎ a 受審人は、観音埼灯台から 121 度 2.84 海里の地点で、船首が 338 度を向いていたとき、左舷船尾 14 度 1.0 海里のところに、B を視認することができ、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、

釣り客の様子を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかった  
ので、このことに気付かなかった。

こうして、a 受審人は、警告信号を行わず、更に接近しても、衝突  
を避けるための措置をとらずに漂泊を続け、13時18分僅か前観音  
埼灯台から121度2.84海里の地点において、Bは、船首が 3  
15度を向いていたとき、その左舷中央部にBの船首が後方から 3  
7度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力3の南西風が吹き、潮候は上げ潮の初期に  
あたり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央やや前方に操舵室を配し、同室前部右舷側に  
操縦コンソールを設けたFRP製プレジャーモーターボートで、操縦  
コンソールの中央に舵輪、その右方に機関操縦レバー、舵輪前方に速  
力及び機関監視盤、レーダー、チャートプロッター、AIS受信機並  
びに魚群探知機の各映像信号を切り替えて表示させるマルチファンク  
ションディスプレイ（以下「多機能表示装置」という。）2台を装備  
し、b 受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣りの目的で、船  
首0.2メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、同日02時30  
分千葉港葛南区の係留地を発し、千葉県洲埼南方沖合の釣り場に向か  
った。

b 受審人は、05時45分目的の釣り場に到着して釣りを始め、そ  
の後移動しながら釣りを行った後、12時05分釣り場を発進して帰  
途に就いた。

b 受審人は、操縦コンソール後方の操縦席に腰を掛けた姿勢で操縦  
に当たり、右側の多機能表示装置を速力及び機関監視盤に、並びに左  
側の同装置をノースアップ表示で8海里レンジのチャートプロッター  
にそれぞれ切り替え、操舵室左舷後部の長椅子に腰を掛けた知人と会

話をしながら浦賀水道を北上し、13時09分少し前観音埼南東方沖合に5隻の小型船舶が漂泊しているのを認め、13時09分僅か前観音埼灯台から148度5.44海里の地点で、針路を352度に定めて自動操舵とし、21.3ノットの対地速力で進行した。

13時15分僅か過ぎb受審人は、観音埼灯台から133.5度3.55海里の地点に達したとき、正船首1.0海里のところにAを視認することができ、同船がほとんど動かないことから、漂泊中であることが分かり、その後Bに向かって衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、知人と会話することに気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、b受審人は、Aを避けずに続航し、Bは、原針路及び原速力のまま、前示のとおり衝突し、Aを乗り切った。

衝突の結果、Aは左舷中央部外板に亀裂及び操舵室囲壁等に破損を、Bは右舷船首部外板に亀裂等をそれぞれ生じたが、のちいずれも修理され、Aの釣り客1人が左殿部挫創を、b受審人が頸部及び右肩挫傷をそれぞれ負った。

#### （航法の適用）

本件は、海上交通安全法が適用される浦賀水道において、漂泊中のAと航行中のBとが衝突したもので、同法には本件に適用できる航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法が適用されることとなる。

海上衝突予防法には両船の関係について規定した条文がないので、同法第38条及び第39条を適用して船員の常務により律するのが相当である。

#### （原因及び受審人の行為）

本件衝突は、浦賀水道において、航行中のBが、見張り不十分で、漂泊中のAを避けなかったことによって発生したが、Aが、見張り不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

b 受審人は、浦賀水道において、釣りを終えて千葉港葛南区に帰航する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、知人と会話することに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中の福丸に気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、Aの釣り客1人を負傷させて自らも負傷するに至った。

以上のb 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

a 受審人は、浦賀水道において、遊漁のため漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、釣り客の様子を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、衝突のおそれがある態勢で接近するBに気付かず、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続け、同船と衝突する事態を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b 受審人及びAの釣り客1人をそれぞれ負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 8 年 7 月 1 5 日

横浜地方海難審判所

審 判 官      神      崎      和      徳